

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
28	各課	1-3-1 1 審議会等における女性委員の積極的登用、公募の実施	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから「附属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めるため、審議会等委員の公募を実施します。	継続	公募の導入について「附属機関等の委員の選任等の指針」に記載があるため、所管する情報経営課の事業として整理。	1	情報経営課	1-1-1 ① 審議会等における女性委員登用の推進	「附属機関等の委員の選任等の指針」に基づき、審議会等における女性委員の登用を推進する。
22	生涯学習課	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	各種団体の代表者として、性別にとらわれず、有能な人物を代表者として選出できる社会教育施策を推進します。地域で活動する男性（特に父親）が社会教育施設や地域行事に積極的に参加できるような体制づくりに取り組みます。	統合	生涯学習課の管轄する審議会の委員選出に関する事業だが、No28で全庁的に行っている事業であるため。				
29	職員課	1-3-1 2 市女性職員の管理職への人材育成と積極的登用	多様な部署へのジョブローテーションを実施や、研修・講座等を通して女性のキャリア形成の支援に努めます。これにより、女性職員の積極的登用を進めていきます。	継続		2	職員課	1-1-1 ② 市女性職員の管理職登用の推進	多様な部署へのジョブローテーションを実施や、研修・講座等を通して女性のキャリア形成の支援に努め、女性職員の積極的登用を進める。
30	地域共生推進課	1-3-1 3 企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ	男女共同参画に関する研修会・講習会等で、女性の管理職登用についての働きかけを行います。	継続	女性活躍推進法では、各企業に対して男女の賃金差や女性管理職割合の公表を義務付けており、この法律の周知を行うことで、女性管理職が増加しやすい環境づくりを目指す。	3	地域共生推進課	1-1-1 ③ 事業所への女性活躍推進法周知・ハラスメント対策義務の周知 2-2-2 ② 事業所への女性活躍推進法周知・ハラスメント対策義務の周知（再掲）	市内事業所に対し、チラシ配布等の情報発信により、女性活躍推進法の制度（事業主の情報公開義務やハラスメント対策義務）について周知する。
5	農林水産課	1-1-2 2 女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進します。 また、フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定に努めるとともに、周知や集客方法については、チラシ等の配付のほか、市ホームページ等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。	継続		4	農林振興課	1-2-1 ① 女性認定農業者の認定促進	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進する。 また、フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定に努めるとともに、周知や集客方法については、チラシ等の配付のほか、市HP等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加をめざす。
24	危機管理課	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	自主防災組織等の防災訓練や講習会での女性の積極的な参加を促します。	継続		5	危機管理課	1-2-1 ② 女性の地域防災リーダーの育成	大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、木更津市自主防災実務者講習会（千葉県災害対策コーディネーター養成講座）を開催する。
-	-	-	-	-	-	6	警防課（新規）	1-2-1 ③ 消防団における女性参画の推進	性別にかかわらず誰もが参加しやすく活動しやすい消防団づくりを推進するため、消防団活動の周知啓発や入団促進に取り組むとともに、女性団員の確保・育成、活動環境の整備、組織運営への参画機会の拡充を図る。また、訓練や会議運営の見直しなどにより、子育て世代や働く世代を含む全ての団員が継続して活動できる環境づくりを進めます。これらの取組を通じて、多様な視点を消防団活動や地域防災に反映させるとともに、将来にわたる消防団の担い手確保及び地域防災力の向上をめざす。
16	こども保育課	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消	保育及び学童保育の待機児童解消のため、施設整備や人材確保に対する支援をします。	継続		7	こども保育課	1-2-2 ① 性別を問わない保育人材の確保	保育及び学童保育の待機児童解消のため、施設整備や、男性保育士を含む性別によらない多様な人材確保に対する支援を行う。
9	健康推進課	1-1-3 2 母性に関する保護規定や支援制度の啓発・利用促進	就労妊婦に対して妊娠届出時に産前産後休暇の取得や、母性健康管理指導事項連絡カードについて周知します。	継続		8	健康推進課	1-3-1 ① 就労妊婦への制度の周知	就労妊婦に対して妊娠届出時に産前産後休暇の取得や母性健康管理指導事項連絡カードについて周知する。

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
13	健康推進課	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進	妊娠届出時及び新生児訪問時に妊娠・子育てに関する相談場所や、子育て支援センターの紹介を行うと共に、個々の状況に応じた切れ目ない支援を実施します。	継続		9	健康推進課	1-3-1 ② 妊婦への相談場所、サポート体制の周知	妊娠届出時及び新生児訪問時に妊娠・子育てに関する相談場所や、子育て支援センターの紹介を行うとともに、個々の状況に応じた切れ目ない支援を実施する。
20	健康推進課	1-2-2 1 家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発	妊娠届出時及びHPにおいて、男性の産休取得や家事育児に関する啓発を行います。	継続		10	健康推進課	1-3-1 ③ 男性の産休取得・家事育児参画の促進	妊娠届出時及び市HPにおいて、男性の産休取得や家事育児に関する啓発を行う。
44	健康推進課	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、保護者が安心して子育てができるよう関係機関と連携して支援を行います。	継続		11	健康推進課	1-3-1 ④ 安心して子育てができる環境の整備	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、保護者が安心して子育てができるよう関係機関と連携して支援を行う。
53	健康推進課	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応	妊娠届出時、外国語版母子健康手帳を必要に応じ発行し、相談に応じます。不安のある外国籍の方には、外国語対応可能な相談員がいる、児童家庭支援センター「ファミリーセンターヴィオラ」を紹介し、連携して支援します。	統合	妊婦・産婦への支援という点で、同様の事業であり、国籍の区別なく支援するものである				
54	健康推進課	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、他国籍の人が安心して保健サービスが受けられるよう支援を行います。	統合					
14	介護保険課	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進	介護保険パンフレットや市の広報誌、ホームページの活用を積極的に活用し、介護保険制度の周知、利用促進等を図ります。また、地域包括支援センターの周知や機能強化を図り、地域福祉を進めます。	継続		12	介護保険課	1-3-1 ⑤ 介護離職者への社会参画の促進	介護保険パンフレット、市の広報紙及び市HPを積極的に活用し、介護保険制度の周知、利用促進等を図ること、また、地域包括支援センターの周知・案内により、地域福祉を進めることで、介護離職者の社会参画を促す。
15	高齢者福祉課	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進	仕事と介護の両立のため、必要な相談・援助を行い包括的な高齢者等の支援にあたる地域包括支援センターの利用促進を図ります。	統合	地域包括支援センターの利用促進という点でNo14と同様の事業であるため。				
17	介護保険課	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消	施設へ入所を希望する人の早期入所及び家族介護者の負担軽減のため、計画的に施設を整備します。	統合	介護離職者の社会参画間促進という点でNo14と同様の事業であるため。				
-	-	-	-	-	-	13	こども保育課 (新規)	1-3-1 ⑥ 子育て家庭が休める機会の提供	「こども誰でも通園制度」の普及促進を図るため、制度の周知を行うとともに、保護者の就労状況を問わず利用できる保育サービスの提供体制を整備し、受入施設の拡大に取り組む。
68	危機管理課	2-7-1 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発	自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的に実施することを促し、その広報と啓発に努めます。	継続		14	危機管理課	1-3-2 ① 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の推進 3-2-3 ② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の推進（再掲）	自主防災組織やまちづくり協議会等と連携し、男女ともに参画した市内一斉の総合防災訓練を開催する。
70	公民館	2-7-1 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発	まちづくり協議会と共催し、自然災害の発生に備え地域の防災に対する現状と課題を把握し、地域防災力を高めます。	統合	No68と同様の事業であるため。				
43	こども家庭支援課	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の父または母に教育訓練や高等職業訓練の給付金を支給し、就業を支援することで生活の安定を図ります。また、母子家庭等の経済的自立を支援するため、県の福祉資金の貸付け事業の申請受付を行います。	継続		15	こども家庭支援課	2-1-1 ① ひとり親家庭の就労支援	経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の父または母に教育訓練や高等職業訓練の給付金を支給し、就業就職に有利となる技能の習得や資格取得を支援することで、困難な問題を抱える方が安心して暮らせる社会の実現をめざす。 また、母子家庭等の経済的自立を支援するため、県の福祉資金の貸付け事業の申請受付を行う。個々の事情や条件に合わせた職種や職業を相談者と一緒に検討し、働く機会が得られるよう支援する。
47	こども家庭支援課	2-5-1 2 経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進	家事や育児などアンパイドワークを尊重した個別支援を推進します。	統合	就業後の環境整備を主とした事業であり、No43に含まれる内容のため。				
84	こども家庭支援課	3-9-1 4 家庭や地域における男女共同参画教育の推進	家庭相談の個別相談の場面で家庭での育児において男女共同参画の視点をもてるよう助言を行います。	統合	Np43の事業でも助言を行っているため。				

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
-	-	-	-	-	-	16	産業振興課 (新規)	2-1-1 ② 女性創業者の増加促進	木更津市産業・創業支援センターらづBizについて、周知を強化し、女性創業者を増やす。
3	産業振興課	1-1-2 1 男女の均等な雇用機会の確保に向けた広報・啓発	男女の均等な雇用機会の確保に向けて、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料掲示等により、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法等の普及啓発を行います。職場環境づくりに努めます。	統合	就職希望者への情報提供という点でNo10と同様の事業であるため。	17	産業振興課	2-1-2 ① 再就職希望者の就労支援	各種媒体を活用し労働関係法令や各種支援制度等の普及啓発を行う。 また、国・県等関係団体が実施する研修会や再就職支援メニュー等の情報を周知するとともに、県やジョブサポートセンター等と連携し、再就職希望者等に向けたセミナーや相談会、合同就職説明会を開催する。 特に、出産・子育て等を理由に離職した女性を含む求職者に対し、多様な働き方や再就職に関する支援情報を提供することで、就労機会の確保及び職場における男女共同参画の推進を図る。
33	地域共生推進課	1-3-2 2 女性の能力開発につながる情報発信	広報紙や市ホームページ、SNSなどさまざまな媒体を活用し、女性の能力開発につながる情報発信を行います。	統合					
10	産業振興課	1-1-4 1 支援メニューの案内等再就職希望者への就労支援	出産・子育て等で退職した女性を含む離職者等の再就職に向けて、国・県等関係団体の実施する再就職支援メニュー等について、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料掲示等により周知を行います。また、県やジョブサポートセンター等と連携し、再就職希望者等に向けたセミナーや相談会を開催します。	継続					
2	職員課	1-1-1 2 育児休業の取得促進、普及・啓発	育児休業や出産、育児に関する休暇制度の周知を図るとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。	継続	職場環境整備という点でNo2と同様の事業であるため。	18	職員課	2-2-1 ① 年次有給休暇等の取得、テレワーク利用の促進	職員のワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方の推進を通じて、年次有給休暇の取得、育児休業の取得、テレワークなどの制度の認知度向上と利用促進に努め、男女ともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりを行う。特に、改正女性活躍推進法に基づく情報公表と連動させ、多様な幸せ（well-being）の実現につながる働き方改革を推進する。
1	職員課	1-1-1 1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進	ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、多様な働き方を選択できるテレワーク（在宅勤務）や時差出勤制度の利用促進に努めます。また、年次有給休暇の取得促進に努めます。	統合					
12	職員課	1-1-5 2 テレワークの推進	全職員が、業務を効率的に取り組むことや、多様な働き方の一つであるテレワークの実施が、自身のワークライフバランスの確保に寄与することを認識するよう、意識の醸成を図ります。また、USB dongleを使用したテレワークの実施状況を把握し、配布するdongleの数や通信容量について継続的に関係課（総務課、職員課）と協議を重ね、より使用しやすい環境の構築に努めます。	統合					
41	職員課	2-4-2 1 性にかかわる人権侵害防止についての啓発	庁内における性に係る人権侵害の把握に努め、職員の啓発に努めるとともに関係各部署との連携に努めます。	継続		19	職員課	2-2-2 ① 庁内におけるハラスメント対策の整備	関係部署と連携し、庁内における性等に係る人権侵害の把握、職員への啓発を行う。
36	こども家庭支援課	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動を行います。	継続		20	こども家庭支援課	3-1-1 ① 女性に対する暴力の予防と根絶のための体制整備	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動を行う。
46	こども政策課	2-5-1 2 経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、保険診療自己負担分に対し、一部助成を行います。	継続		21	こども政策課	3-2-1 ① 児童扶養手当支給によるひとり親の自立支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。 また、ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、保険診療自己負担分に対し、一部助成を行う。
37	こども家庭支援課	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	配偶者やパートナーからの暴力や、子どもに対する暴力に対応するため、適切な助言をし、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、問題の解決を図ります。	継続	困難な問題を抱える女性等への相談についても対応している事業であるため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策として整理。	22	こども家庭支援課	3-2-2 ① 困難な問題を抱える女性等への問題解決の支援	困難な問題を抱える女性へ適切な助言をし、関係機関と連携を取りながら切れ目のない包括的な支援を行う。 また、男性の相談者に対しても、必要に応じて適切な支援を行う。
67	危機管理課	2-7-1 1 女性の視点を取り入れた避難所等の運営	避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を支援します。	継続		23	危機管理課	3-2-3 ① 女性等に配慮した避難所運営マニュアル作成の促進	避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を支援する。 また、内閣府が公開している避難所運営に関する取り組み指針等をもとに、作成済のマニュアルについても内容の見直しを促進する。

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
48	地域共生推進課	2-5-2 1 性的マイノリティの理解のための啓発・情報提供・研修の実施	性的マイノリティへの正しい理解の普及に向けて、性の多様性に関するリーフレットを頒布するほか、市公式ホームページ等を活用した啓発と情報提供に努めます。正しい理解の普及に向けて、職員向け研修の中に性的マイノリティや性の多様性に関する内容を盛り込み、市職員の理解促進を図ります。	継続		24	地域共生推進課	3-2-4 ① 性的マイノリティへの理解の促進 4-2-1 ② 性的マイノリティへの理解の促進（再掲）	市職員や市民・企業に対する理解促進のため、研修実施、SNS掲載やチラシ配布による情報提供を行う。
50	地域共生推進課	2-5-2 2 効果的なパートナーシップ、ファミリーシップ制度の早期創設	多様性を認め合う社会の実現に向けて、庁内関係部署と検討を重ね、パートナーシップ制度等の早期創設を目指します。また、地域社会における性的マイノリティであることを理由とした偏見や差別の解消に向けた啓発に引き続き取り組みます。	統合	No48と同様の事業であるため。				
64	福祉相談課	2-6-1 2 自殺対策・メンタルヘルス保持の推進、各種講座などの開催	自殺対策事業を推進し、メンタルヘルスへの理解を普及・促進します。	継続		25	福祉相談課	3-3-1 ① 自殺対策・メンタルヘルス普及の促進	自殺対策事業を推進し、メンタルヘルスへの理解を普及・促進する。
7	福祉相談課	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	関係事業者との連携により、就業者のメンタルヘルス等健康管理に関する相談に対応します。	統合	No64と類似した事業であるため。				
65	健康推進課	2-6-2 1 妊娠・出産における健康の支援	母子手帳発行の際に、妊娠中の体調の変化や食事についての健康相談を全数実施するとともに、産後は、産婦健康診査、新生児・産婦訪問指導を実施します。	継続		26	健康推進課	3-3-2 ① 産前産後の健康相談・支援体制の充実	母子手帳発行の際に、妊娠中の体調の変化や食事についての健康相談を全数実施するとともに、産後は、産婦健康診査、新生児・産婦訪問指導を実施する。
63	健康推進課	2-6-1 1 各種成人保健事業の推進	がんや生活習慣病の予防についての啓発を行なうとともに、各種検診を実施し、生活習慣病等の予防に努めます。	継続		27	健康推進課	3-3-2 ② 女性特有の病気予防の促進	若年期からの生活習慣病予防の重要性について普及啓発を行うとともに、乳がん・子宮がん検診及び子宮頸がん予防ワクチンに関する正しい情報の提供と受診・接種の促進に取り組むことにより、疾病の早期発見及び予防を図る。
66	健康推進課	2-6-2 2 女性特有の病気予防の推進、健康に関する各種講座等の周知	乳がん・子宮がん予防のための検診や子宮頸がん予防ワクチンについての啓発を行なうことにより、がんの早期発見や予防に努めます。	統合	性別にかかわらず健康増進を目的としたNo65に統合。				
72	地域共生推進課	3-8-1 2 男女共同参画に関するセミナーや研修の開催	男女共同参画フォーラムを年2回開催します。フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定、講師の選定に努めます。また、集客方法については、チラシ等の配付のほか、広報きさらづ・市HP・フェイスブック等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。	継続		28	地域共生推進課	4-1-1 ① 男女共同参画フォーラムの開催	6月23日から29日までの男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画フォーラムを開催する。 フォーラムの開催にあたり、多様な手段で周知する。
74	地域共生推進課	3-8-2 1 各種統計資料の収集、広報やHP、SNSを活用した情報の提供	広報紙や市ホームページ、SNSなどさまざまな媒体を活用し、男女共同参画推進のための啓発を行います。	継続		29	地域共生推進課	4-1-1 ② 各種広報媒体を活用した男女共同参画の推進	広報紙や市HP、SNSなどさまざまな媒体を活用し、男女共同参画推進のための啓発を行う。
71	地域共生推進課	3-8-1 1 男女共同参画週間における広報・啓発	男女共同参画週間に合わせ、広報きさらづ6月号に折込みで、男女共同参画情報紙「デュエット」を発行し、広報と啓発に努めます。	統合					
87	地域共生推進課	4-87-1 1 （仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定	性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、性別等による不当な取り扱いをなくすなど市としての責務を明確化した（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定を行います。	統合	男女共同参画に関する情報発信という点でNo74と同様の事業であるため。				
91	地域共生推進課	4-10-3 1 市民に向けた計画の周知と意識の高揚	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）や市HP、SNSなど様々な媒体を活用し、本計画の周知を行います。	統合					

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
73	職員課	3-8-1 2 男女共同参画に関するセミナーや研修の開催	施策担当部署と連携し、市職員に対する研修会の開催を検討します。	継続		30	地域共生推進課 職員課	4-1-1 ③ 庁内職員に向けた男女共同参画に関する研修の実施	市職員（課長、課長補佐、新採職員）に対し男女共同参画に関する研修を実施する。
88	職員課	4-10-2 1 男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施	施策担当部署と連携した事業(職員研修等)を推進します。	統合	市内職員研修に関する事業であり、No73と同様の事業であるため。				
89	地域共生推進課	4-89-2 1 男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施	男女共同参画庁内連絡会議を通じて全庁的な取組を推進するとともに、課長級職員研修の毎年実施や情報提供を通じて市職員への啓発を行います。	統合					
34	地域共生推進課	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催	木更津人権擁護委員協議会木更津市部会主催により、主に12月の人権週間中に各種啓発活動を行います。木更津人権擁護委員協議会主催により、4市人権擁護委員を対象に、講演会・研修会を開催します。求めに応じて人権擁護委員が小学校・中学校等へ訪問し、人権に関する講話等を行います。	継続		31	地域共生推進課	4-2-1 ① 人権尊重に係る啓発、相談体制の周知	人権相談等の各種相談事業を実施し周知する。 また、人権週間にあわせてこどもの人権ポスター原画展開催、人権教室等を開催する。
55	地域共生推進課	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進	市内小中学校において、人権擁護委員による人権教室及び人権講話を実施します。人権教室の開催を通じて、一人ひとりが互いの違いを認め合い、他者の人権を尊重することを学ぶ機会となるよう取り組みます。また、12月の人権週間を中心として、広報きさらづ、市公式ホームページ等を活用した各種啓発活動に取り組みます。	統合	こども・若者へ向けた人権教育という点でNo34と同様の事業であるため。				
35	生涯学習課	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催	人権問題に関する市民の理解を深め、人権意識の高揚を図るため、チラシ配布等啓発活動を行います。 学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します（年1回）	継続		32	生涯学習課	4-2-1 ③ 学校教育・社会教育関係者の人権意識醸成	人権問題に関する市民の理解を深め、人権意識の高揚を図るため、チラシ配布等啓発活動を行います。 学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催する。
82	生涯学習課	3-9-1 3 男女共同参画の視点に立った講座等の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座を開催します。	継続		33	生涯学習課	4-2-1 ④ 男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座を開催する。
25	生涯学習課	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘	幅広い年齢層に応じた各種学級・講座の開設、地域総合型スポーツクラブへの支援、地域コミュニティー活動の拠点としての公民館の活用促進、乳幼児を持つ母親の交流機会の提供など、地域課題の解決に向けた事業を実施します。	統合	No82は複数の属性（高齢者、児童等）を対象とした事業であるため、				
61	生涯学習課	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	高齢者の自立支援のための学級を開催します。	統合					
81	生涯学習課	3-9-1 3 男女共同参画の視点に立った講座等の開催	公民館と連携し、公民館で開催されている学習プログラムを開発するとともに、既存の学級講座を見直し、男女共同参画に関するテーマを積極的に取り入れます。各公民館等社会教育施設で開催する各種学級・講座の保育活動を実施し、子育て中の保護者が安心して学ぶことができる環境を整えます。	統合	No82と類似した事業であるため。				
83	生涯学習課	3-9-1 4 家庭や地域における男女共同参画教育の推進	市内各家庭教育学級において、運営組織の充実を図るため学級のリーダー養成に努めるとともに、運営スタッフの研修活動を充実させます。子育て支援の充実を目指し、子育ての悩みや疑問の解決を図るため、家庭教育のあり方について、広報等の啓発活動を推進します。	統合					

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
86	学校教育課	3-9-2 1 地域の実情に合わせた教育機会の提供、性別等にかかわらず職業選択を行えるキャリア教育の提供	学習指導要領を踏まえ、実践的・体験的な学習について、男女共修の実施のさらなる促進を図ります。	継続		34	学校教育課	4-2-2 ① あらゆる場面での男女共修促進	学習指導要領を踏まえ、実践的・体験的な学習について、男女共修の実施のさらに促進させる。
90	地域共生推進課	4-10-2 2 市民・団体・企業などとの連携	男女共同参画推進委員会において、市民、団体、企業等の代表と情報交換を行います。	統合	進行管理は推進委員会で協議し決定するものであり、委員会において各種団体と情報交換を行っているため、No92に含まれる内容である。	35	地域共生推進課	4-3-1 ① 計画の進行管理と公表	毎年度、事業実施結果の点検・評価・検証により進行管理を行い結果を公表する。 進行管理や改善策検討では、市民や団体・企業の代表者で構成している木更津市男女共同参画推進委員会において、多角的な意見をもらい次年度に反映させる。
92	地域共生推進課	4-10-3 2 計画の推進状況の把握と公表	毎年度、事業実施結果の点検・評価・検証を行い、改善策を協議し、推進状況とあわせて公表します。	継続					
6	職員課	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	健康診断、健康相談、健康教育の実施により、健康障害を未然に予防し、疾病による休業率の減少を促進します。また、作業環境管理として快適な職場環境を確保すること、衛生管理として長時間労働対策等により、職員の健康保持増進を図ります。	廃止	事業主の責務であり、男女共同参画の目的とは異なるため。				
8	健康推進課	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	心の健康を保持・増進するためには、個々に合った適切な休養と睡眠が必要であることを周知啓発していきます。また、心の健康に関する相談に応じるとともに、適切な相談窓口につなげます。	廃止	睡眠と休養は男女の性差に起因する課題ではないため。				
11	産業振興課	1-1-5 1 多様な働き方に関する情報提供、支援	多様な働き方を推進するため、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料掲示等により、事業者等に対する情報提供等を行います。また、企業等と連携し、シニア世代の多様な働き方に向けた支援を行います。	廃止	多様な働き方の推進をしているが、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
18	障がい福祉課	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消	障がいの程度に応じた障害福祉サービス等を提供し支援します。	廃止	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
38	福祉相談課	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	アウトリーチ等により初期相談の役割を担い、専門機関への適切な繋ぎを行います。	廃止					
39	高齢者福祉課	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	高齢者虐待についての情報を周知し、虐待の予防、早期発見・早期通報に繋がるように努めます。 また、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	廃止					
40	障がい福祉課	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	関係機関との相談支援における連携体制の強化を行います。	廃止					
56	障がい福祉課	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進	新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら、理解促進を図るために、研修会の開催、およびイベント開催時におけるチラシの配布等による普及啓発を行います。	廃止					
57	高齢者福祉課	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進	高齢者が安心して暮らせるように相談窓口、関係機関、必要なサービス等の周知を図ります。	廃止					

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
58	障がい福祉課	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	障害者総合支援法に基づき、各種事業を実施し、自立に向けた支援及び社会参加の促進を図ります。	廃止	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
59	高齢者福祉課	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし就業機会の拡充を図ることにより高齢者の社会参加を促進します。	廃止					
62	高齢者福祉課	2-5-3 4 高齢者見守りサービスの推進	支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行うことができるように地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	廃止					
21	生涯学習課	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	公民館ボランティア活動を促進します。	廃止	市民活動団体のニーズに沿った支援事業であり、男女の性差による課題解消のための事業ではないため。				
27	市民活動支援課	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘	市民活動支援センターにおいて、市民活動団体のニーズに沿った支援事業を実施し、さらなる市民活動の推進を図ります。	廃止					
23	市民活動支援課	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	市民活動支援センターにおいて、市民活動についての広報・啓発活動を行い、老若男女を問わず市民活動への参加を促進します。	廃止	市民活動団体を支援することが目的であり、男女差解消を目的とした団体もなく、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
26	生涯学習課	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘	市民活動の充実を図るため、生涯学習フェスティバル等実行委員会を組織し、フェスティバルを年1回開催します。地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材の発掘及び育成を図ります。	廃止	地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材発掘等の事業であり、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
31	学校教育課	1-3-1 3 企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ	女性管理職教諭を対象に研修会を実施します。 人材育成のために、管理職研修会を開催し、女性の参加を積極的に促します。	廃止	主催は市ではなく、教員の有志で行っているため市の事業として扱っていない。				
32	職員課	1-3-2 1 女性の能力開発につながる研修等への参加促進	女性の能力が十分に発揮されるよう、千葉県自治研修センターや市町村アカデミー等の研修専門機関が実施する研修について周知を図ります。	廃止	女性に限定したものではなく、全職員の能力開発であり、男女問わず研修を実施しているため。				
42	地域共生推進課	2-4-2 2 性の商品化を防ぐための啓発、SNSを活用した注意喚起	主に10代・20代の女性を狙った、タレント・モデル契約等のトラブルについて、消費生活センターのツイッターアカウントにて注意喚起を行います。	廃止	市内における事例が無く、事業の必要性に乏しいため。				
45	こども政策課	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	子どもの学習支援事業を推進し、子どもが安心して過ごせる場所を提供するとともに、子育て世代の負担軽減を図ります。	廃止	貧困家庭の子どもへの支援であり、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
52	地域共生推進課	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応	各課等と協力し、在住外国人向け情報提供ページの内容拡充を図るとともに、外国人市民のための情報提供ガイドラインの活用を関係各課に働きかけます。 また、木更津市国際交流協会と連携して情報提供等の支援を行い、市民の国際理解が深まるよう努めます。	廃止	外国人への支援を目的としており、男女差による課題解決のための事業ではないため。				
60	福祉相談課	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	生活困窮者等就労支援事業を推進する等により、多様な社会参加を推進します。	廃止	生活困窮者等の就労支援事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではないため。				

第5次計画						第6次計画			
事業番号	令和7年度 担当課	事業	事業概要	今後の 方向性	統廃合の事由	事業 番号	担当課	事業名	事業概要
75	地域共生推進課	3-8-2 2 男女共同参画に関する市民アンケートの実施	本計画の指標値や男女共同参画に関する市民の意識などを把握するため市民アンケートを実施します。	廃止	市民アンケートの実施は、次期計画策定前年度のみ実施の予定であるため。				
76	地域共生推進課	3-8-2 3 各種団体等のあり方や名称の見直しの検討	ジェンダーの視点から各種団体のあり方や名称などをチェックし、必要に応じて見直しを行うことを検討します。また、全国の事例などを調査し、庁内各課へ情報提供を行います。	廃止	ジェンダー視点の団体名称は存在するが、その名称であることによる課題は発生していないため。				
78	学校教育課	3-9-1 1 教職員や保育士に対する研修や学習機会の提供	夏季休業期間を利用した、特別支援、道徳、教育相談等の研修を開催します。 校内研修や児童生徒への講演など、学校からの要請に応じた指導主事の派遣を行います。	廃止	教員のスキル向上を目的としており、男女共同参画の意識向上を目的とした事業ではいため。				
79	地域共生推進課	3-9-1 1 教職員や保育士に対する研修や学習機会の提供	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、中学校全校生徒を対象として、教職員と共同して寸劇を実施します。また、教職員や保育士に対して研修参加案内や情報提供を行います。	廃止	千葉県が主催する事業であり、計画事業としての位置づけにはそぐわないため。				
80	こども保育課	3-9-1 2 保育園における男女共同参画教育の推進	保育園は、乳幼児対象の施設なので、成長過程で性別の違いは認識するものの、生活面、活動面において、男女の区別なく、すべての園児が平等に、様々な体験を通し成長できるよう働きかけます。	廃止	園児以下では性差の認識があまりなく、課題も同様にあまりないため。				
85	学校教育課	3-9-1 4 家庭や地域における男女共同参画教育の推進	全教育活動を通した男女共同参画に関する教育の実施について、保護者及び地域に理解を得るとともに、男女共同参画を図ります。	廃止	学校の運営内容を地域や保護者とともに考える事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではないため。				